

警 会 甲 達 第 6 号
令 和 5 年 3 月 1 7 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察本部発注工事等指名業者選考委員会運営要領の制定について

福井県警察本部が発注する工事等の業者指名事務に関し、厳正かつ適正な執行を図るため、福井県警察本部発注工事等指名業者選考委員会運営要領の改正について（平成13年警会甲達第1号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、別添のとおり「福井県警察本部発注工事等指名業者選考委員会運営要領」を制定し、令和5年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

福井県警察本部発注工事等指名業者選考委員会運営要領

第1 目的

この要領は、福井県発注建設工事等に係る請負契約の適正化等に関する要領（昭和50年10月2日副知事通達）第10条の規定に基づき、福井県警察本部（以下「警察本部」という。）に福井県警察本部発注工事指名業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、もって警察本部が発注する工事等の建設業者の指名の適正化を図ることを目的とする。

第2 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。
- 2 委員長は、福井県警察本部長（以下「警察本部長」という。）をもって充てる。
- 3 委員は、警務部長、本部の会計課長、会計課次席、会計課の施設を担当する課長補佐及び委員長が特に必要と認めた者をもって充てる。

第3 招集等

- 1 委員会は、委員長が必要と認めるとき招集するものとする。
- 2 委員会は、委員等の過半数の出席をもって成立し、出席委員等の全員一致で決議するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会を招集するいとまがないときは、持回り審議により委員会の審議に代えることができる。

第4 審議事項

- 1 警察本部所管の請負に付する工事及び測量調査・設計委託（以下「工事等」という。）の指名業者選考に関する事項
- 2 その他警察本部長が特に必要と認めた事項

第5 審議方法

工事等の指名業者選考方法は、福井県事務決裁規程第3条別表に定める決裁区分による委員等で審議するものとする。

第6 非公開等

- 1 委員会は、非公開とする。
- 2 何人も委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。

第7 委員会の庶務

委員会の庶務は、本部の会計課において処理する。

第8 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員長が定める。
- 2 制限付き一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）第18条の規定に基づく入札参加資格委員会及び福井県建設工事総合評価落札方式実施要領（以下「総合評価落札方式実施要領」という。）第18条の規定に基づく総合評価審査会に係る運営要領は、第1及び第4を除き、この要領を準拠する。

なお、第5の「工事等の指名業者選考方法」は、入札実施要領にあつては「入札参加資格者選考方法」に、総合評価落札方式実施要領にあつては「総合評価審査会審議

事項」に読み替える。